

第 4 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 平成 2 8 年 4 月 4 日 (月)

開会 午後 1 5 時 0 0 分

閉会 午後 1 6 時 3 0 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 2 3 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山 口 友 三 郎	○	1 1	草 場 道 治	○	2 1	山 口 満 子	○
2	池 田 良 一	○	1 2	田 代 三 義	○	2 2	中 島 徳 雄	○
3	井 手 憲 一 郎	○	1 3	松 本 初 雄	○	2 3	平 林 博 文	○
4	西 山 哲	○	1 4	木 須 修	○			
5	内 海 敏 光	○	1 5	岸 本 熊 一	○			
6	米 岡 省 子	○	1 6	山 口 光 壽	○			
7	松 尾 雅 宏	○	1 7	古 賀 正 春	○			
8	前 田 節 朗	○	1 8	福 田 義 晴	○			
9	松 本 健 一 郎	○	1 9	江 向 信 夫	○			
1 0	島 田 義 忠	○	2 0	橋 口 忠 次 郎	○			

議事録署名者 1 2 番 田 代 三 義

1 4 番 木 須 修

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係	松尾希美		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第15号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第16号	農地法第4条の申請について	(4件)
議案 第17号	農地法第3条の申請について	(3件)
議案 第18号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 16件)	

8. 報告事項

報告 第8号	農地法第18条6項通知の受理について	(2件)
--------	--------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。								
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は12番 田代三義委員、14番 木須修委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第15号 農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号 農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号 農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 16件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第8号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件</p> <p>となっております。</p>	議案第15号 農地法第5条の申請について	2件	議案第16号 農地法第4条の申請について	4件	議案第17号 農地法第3条の申請について	3件	議案第18号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 16件
議案第15号 農地法第5条の申請について	2件								
議案第16号 農地法第4条の申請について	4件								
議案第17号 農地法第3条の申請について	3件								
議案第18号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 16件								
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第15号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>								
事務局	<p>議案第15号 農地法第5条の申請の申請2件について御説明します。 議案の1ページ、14番になります。 図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。</p>								

	<p>申請地は、立花町西円蔵寺地区です。</p> <p>借受人が、工事用道路を建設するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページから9ページ、断面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第15号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条14番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>今年の1月に業者の〇〇建設さんから、仮設道路を作るという事で話しがありました。しかし、譲受人が業者を変更したことから、当初の話と違うルートでの工事用道路として申請となっているようです。特に問題のあるところではなく、地主と隣接者などの同意もありましたので私も承認しました。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地は〇〇の前から長浜の旧道を干拓の方へ向かって〇〇さん宅横の〇〇〇への道を横断して100メートル程の所にあります。周辺は住宅地で道路の向かいには〇〇〇の駐車場があります。周辺には別に畑などなかったし、区長さん、生産組合長さんの押印もありましたので、私も承諾しました。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第15号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第16号 農地法第4条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第4条の申請4件について御説明します。 議案の2ページ、9番になります。 図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページになります。</p>

申請地は、松浦町村分地区です。

申請人が貸駐車場を建設するための申請です。なお、申請人が既に貸駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、10番になります。

図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、断面図が17ページになります。

申請地は、大川内町市村地区です。

申請人が、太陽光発電設備を設置するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、11番になります。
図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、平面図が21ページになります。
申請地は、大川内町福野地区です。
申請人が、堆肥舎をするための申請です。
なお、申請人が既に整地をしていたことについて始末書が添付されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。
許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、12番になります。
図面は、案内図が22ページ、字図が23ページ、土地利用計画図が24ページになります。
申請地は、二里町川東地区です。
申請人が、貸駐車場をするための申請です。
なお、申請人が既に貸駐車場として利用をしていたことについて始末書が添付されております。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第16号 農地法第4条の申請4件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>消防小屋に消防自動車止められないので、勝手に駐車場にしていたので、農地転用の手続きするように指導し、始末書を書いて申請しております。周辺の農地に影響もないところでしたので、私も印鑑押しております。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>太陽光発電をしたいということで申し出がございました。その田は以前、吹田でございまして、埋め立てをして一枚の田になさっております。今まではポンプで水を上げられておられました。しかし、ポンプで毎年毎年あげると大変なので太陽光をはめたいという事で申請がなされております。</p> <p>生産組合長、区長も捺印されていまして私も捺印しております。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	大川内町の福野地区になります。申請人が牛を飼っておられます。今、現在の牛の頭数では堆肥舎が足りないと県から指摘を受けられまして、新たに申請の場所に堆肥小屋を建てたいとお見えになりました。現地を見てきました。今の牧草地の一番奥になりますが、問題ないという事で許可を出しております。地区の区長さん、生産組合長さんの印鑑をもらいましたので、よろしく願いいたします。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	隣に住宅がありますね。何メートル位離れてますか。
担当委員	〇〇さんの自宅がございますが、かなり離れていると思います。
3番委員	私の担当の地区では、同じような状況の住宅があつて、臭いがあるとのことで、出ていかれました。こういう問題も出てくるのではないかと思います。
議長	他にございませんでしょうか。
14番委員	梅畑より下ですか。
担当委員	梅畑より下です。
14番委員	やはり、家が下にあるので、なんらかの臭いはするでしょう。上から下に流れるし。雨水対策等もしてあると思いますが、それも必要ですよ。
担当委員	底盤はコンクリートをいくら打たないといけないときまっているでしょう。
20番委員	今は、堆肥は置いてないんですか。
担当委員	置いてはないですが、農地なので撒いてはあります。

担当委員	〇〇さんと協議をされたか確認して報告します。
議長	この件は確認だけで、議案については県にあげる形でいいでしょうか。
担当委員	はい、確認だけです。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 他にないようですので 続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地にいきましたが、保育園の職員さんの駐車場として、すでに使用されていまして、始末書での申請となっています。 区長さんも生産組合長さんの印もありましたので、問題ないと思います。審議をお願いします。
議長	12番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	隣の水田は宅地が作られていますよね。
2番委員	申請場所は、保育園から〇〇公民館側です。 今、宅地になっているのが図面下の2枚の水田です。その次が駐車場で先月出た分です。
14番委員	この辺は車の離合が大変なところです。
2番委員	この辺は半分位荒れている。水も来ないし。
7番委員	この辺は市外から〇〇さん作られていましたが、辞められたんですか。
2番委員	赤米を作られてたまはたけど、辞められました。

議長	<p>1 1 番については臭いの確認だけですので、許可相当として 農地法第 4 条の申請 4 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>来月の農業委員会の時に報告だけして頂くようお願いします 続きまして、議案第 1 7 号農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 7 号農地法第 3 条の申請 1 件について説明します。</p> <p>議案は 3 ページから 4 ページになります。</p> <p>3 2 番から 3 4 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第 3 条の申請については、議案の 3 ページから 4 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>
16 番委員	<p>3 3 番の譲受人は、〇〇と住所はなっていて、自分の担当地域に住んでいらっしゃるようですが、面識がないので、行政区はどこになりますか。</p>
4 番委員	<p>譲受人の実家は山代町の城です。譲渡人が譲受人の所に相談されて、3 条申請となったようです。住んでいらっしゃる所は大坪ですが、機械などは実家の山代に置いていてされるという事です。</p>

事務局	<p>おそらく大坪小学校の裏のつつじヶ丘だと思います。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第17号農地法第3条の申請3件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第18号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御説明します。</p> <p>議案の5ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が13名、貸付人が16名で、面積は、田が28,913㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上16件です。</p>
議長	<p>議案第18号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第18号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件については申出のとおりにより決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項</p>

	<p>に移ります。</p> <p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は15ページを御覧ください。</p> <p>24番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借する予定で、今回、利用権設定を上程しています。</p> <p>25番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用する予定で、今回、4条申請を上程しています。</p> <p>報告第8号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第4回の農業委員会を閉会します。</p>
	<<<議事終了>>>